

## 吉野町起業支援補助金審査会設置規程

(設置)

第1条 吉野町起業支援補助金交付要綱（平成31年吉野町要綱第10号）（以下「交付要綱」という。）第6条の規定に基づき、吉野町起業支援補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所握事務)

第2条 審査会は、交付要綱第5条に基づく交付申請の内容について補助金交付の適否を審査する。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、委員長が招集し、議長となる。

2 審査会には、必要に応じ関係者を出席させ意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行後、最初に招集すべき審査会は、第5条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

別表（第3条関係）

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 区 分 |                           |
| 委員長 | 副町長                       |
| 委 員 | 総務参事、総合政策参事、総合政策課長、産業振興課長 |